

令和元年6月3日

令和5年12月1日 更新

近畿地方整備局河川部

## 近畿地方整備局河川部 X 運用ポリシー

### 1. 目的

本ポリシーは、近畿地方整備局河川部が取得した公式 X アカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

### 2. 基本ポリシー

(1) 公式 X アカウントは、近畿地方整備局が所管する河川管理等に関する下記の情報を発信するものとする。

- ①近畿地方整備局管内における風水害及び地震災害に関する防災情報
- ②近畿地方整備局が実施する河川工事や啓発等に関する情報
- ③関係行政機関が行うポストのリポスト
- ④近畿地方整備局の事業や取り組みに関する情報及び河川部長が発信する必要があると認める情報

(2) 当アカウントは、専ら情報発信を行うためのアカウントとし、返信は行わないものとする。

### 3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) X ユーザーがインターネットを利用して140字以内の短文を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス。
- (2) 公式 X 近畿地方整備局河川部が設置・運営するユーザー名から発信する X をいう。
- (3) アカウント X を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ポスト X に投稿する文章のことをいう。
- (5) 公式ポスト 公式 X から投稿するポストのことをいう。
- (6) フォロー 他のユーザーのポストを自動受信するように設定することをいう。(常に自分が受信できるようアカウントを登録することをいう。)
- (7) リプライ X を使っているユーザーからのポストに返信することを

- いう。
- (8) リポスト Xを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

#### 4. 運用方法

公式 X の運用主体及びアカウントの管理・情報発信は近畿地方整備局河川部とし、以下のとおり運用する。

発信する情報

- (1) ①近畿地方整備局管内における風水害及び地震災害に関する防災情報  
②近畿地方整備局が実施する河川工事や啓発等に関する情報  
③関係行政機関が行うポストのリポスト  
④近畿地方整備局の事業や取り組みに関する情報及び河川部長が発信する必要があると認める情報
- (2) 発信する文章の作成担当  
ポストする文書は、近畿地方整備局河川部公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に掲載する情報を補完するため所管課が作成する。
- (3) 発信にあたっての留意点  
①誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。  
②信頼性が担保できない情報は発信しない。
- (4) 発信手順  
情報の発信にあたっては、広域水管理官あるいは代行する者の確認を得た上、適宜公式 X アカウントでポストする。
- (5) 他アカウントのフォロー等  
公式 X アカウントは、情報発信のみを行うものとし、他アカウントへのフォローやリプライ、リポストは行わないものとする。  
ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリポストは、行うことがある。
- (6) なりすまし防止  
①なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式 X のプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、X のユーザー名を公式ホームページ上に明示する。  
②なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (7) 利用の促進  
利用者が近畿地方整備局河川部の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録

する。

(8) ポストに記載するリンク先

ポストに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として近畿地方整備局河川部及び管内直轄河川事務所ホームページのみとする。

(9) 不適切な情報発信等の監視

事務所で X の発信内容を確認し不適切な情報発信があった場合又は、第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該 X の削除及び訂正を行うものとする。

(10) その他

X の利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式 X アカウントにより発信し、周知する。